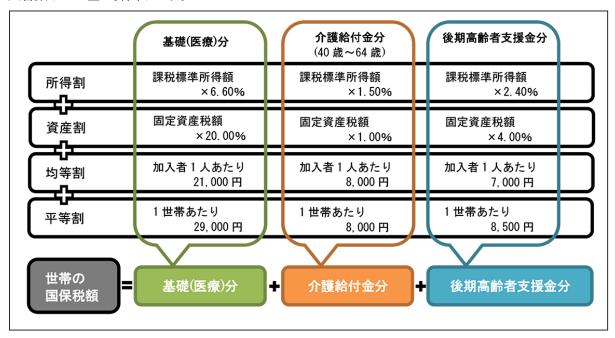
国民健康保険税の改正のお知らせ

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、町においても国民健康保険税(国保税)を改正しました。

○国保税の算出方法

国保税は「基礎(医療)分」、「介護給付金分」、「後期高齢者支援金分」の3区分で構成され、各区分の合計が国保税額となっています。これらは、国保制度の加入世帯の合計所得、固定資産税額、加入者数などを基に算出します。



○改正の概要

今回の改正の要点は、「基礎課税額の限度額の引き上げ」と「軽減制度の対象者の拡大」です。

1 基礎課税額の限度額の引き上げ

国保税を構成する3区分のうち、後期高齢者支援金分の限度額を2万円引き上げました。

区分	改正前	改正後	引き上げ額
基礎(医療)分	65万円	65万円	据え置き
介護給付金分	17万円	17万円	
後期高齢者支援金分	20万円	22万円	2万円
合計限度額	102万円	104万円	2万円

2 軽減制度の対象者の拡大

国保税額算定の基礎となる世帯の合計所得が一定の基準以下の場合、所得に応じて均等割と平等割が7割、5割、2割の割合で軽減されます。

今回の改正では、このうち5割と2割の軽減を判断する基準額を見直し、対象となる範囲を拡大しました。

お述の割合	基準額			
軽減の割合 -	改正前	改正後		
7割軽減	4 3 万円	43万円(据え置き)		
5割軽減	43万円+28万5千円×被保険者数	43万円+ 29万円 ×被保険者数		
2割軽減	43万円+52万円×被保険者数	43万円+ 53万5千円 ×被保険者数		

問	役場税務課 課税グル	レープ	7	01456-2-6184
1	総合支所地域住民課	総務・税務・住民グループ	7	01457-6-2001

間 お問い合わせ先 申 お申し込み先 № ホームページ

令和5年度日高町医療費受給者証の更新申請等のお知らせ

申請期間:7月19日(水)から8月31日(木)

ひとり親家庭等、重度心身障害者、 乳幼児等、各医療費受給者証は、申請 期間中に役場各窓口にて更新手続きが 必要です。

更新の手続きをしない場合は、8月 1日から、現在お持ちの受給者証は医療機関で使用できません。

また、前年度の申請で非該当となった方についても、更新と同じ期間中、8月1日から有効の受給者証の申請手続きをすることができます。

なお、9月1日以降の申請は新規申請となり、有効期間の始期は、原則、申請日からになります。

7月中旬頃に個別に送付します「医療費受給者証の更新等申請のお知らせ」 をご覧の上、申請手続きを行ってくだ さい。 《必要な書類等》

- ○共通(重度心身障害者、ひとり親家庭、乳幼児)
 - ①健康保険証(受給対象者分)
 - ※マイナンバーカードでの健康保険証代用は不可となります。
 - ②申請する年の1月2日以降に転入された方、あるいは、主たる生計維持者が単身赴任中の方

主たる生計維持者の「前年の所得」「今年の課税状況」を証明できるもの

- ※所得課税証明書、住民税課税証明書など
- ※証明期間 (所得)令和4年中 (課税)令和5年度
- ※8月1日~8月31日の間での申請の場合、認定日は8月1日になります。)
- 〇ひとり親家庭 ※上記の他に必要なもの
 - ①在学証明書または学生証(子が町外に進学の場合)
- ○重度心身障害者 上記の他に必要なもの
 - ①障害を証明するもの(身体障害者手帳、療育手帳、判定・ 診断書など

問 役場住民生活課 保険医療グループ ☎ 01456-2-6182

国民健康保険被保険者証更新のお知らせ

日高町国民健康保険被保険者証の有効期限は、7月31日までとなっています。

現在お使いの保険証の有効期限が切れる7月31日に間に合うように、1世帯ごとにまとめて世帯主の方に「簡易書留」で郵送します。

※70歳以上の被保険者の方には、保険証と高齢受給者証を兼ねた「国民健康保険被保険者証兼高齢 受給者証」を郵送いたします。

•		
	新しい保険証を1世帯ごとにまとめて、世帯主の方に簡易書留で郵送します。 ・7月31日を過ぎても保険証が届かない場合は、お問い合わせください。 ・国民健康保険税の全部、または一部に滞納がある場合は、郵送できない場合があります。	
	しい保険証 が届いたら	・記載内容を確認し、大切に保管してください。 ・保険証ケースを紛失・破損した場合は役場各窓口にてお渡しいたします。 ・古い保険証は、ハサミなどで細かく切断して破棄してください。 ・破棄することが難しい場合は役場各窓口へ返却してください。
	格に変更が あったら	・国保から他の健康保険に加入した方は、国保の資格喪失届出が必要です。 ・他の健康保険から国保に加入する時も、届出が必要です。 ・健康保険の変更があった場合は、14日以内に届出を行ってください。 ※今回送付する保険証は、6月末現在の状況で作成いたします。そのため6月末以降に 変更の届出をした方へも届出前の状況で送付される場合があります。該当される方は、 お手数ですがお近くの役場窓口へご連絡ください。
	届出窓口	総合支所地域住民課、役場住民生活課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所

間 役場住民生活課 保険医療グループ ☎ 01456-2-6182